

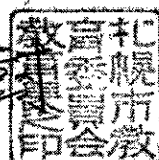
札幌市立学校教育職員失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和7年3月18日

札幌市教育委員会

教育長

山根直樹



札幌市教育委員会規則第1号

札幌市立学校教育職員失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則

札幌市立学校教育職員失業者の退職手当支給規則（平成29年教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

(1) 第9条の2第2号中「就業手当に相当する退職手当又は同項に規定する」を削る。

(2) 第24条第1項中「第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当（以下「就業手当」という。）に相当する退職手当にあつては就業手当に相当する退職手当支給申請書に、同号ロ」を「第56条の3第1項第1号」に、「再就職手当に相当する退職手当支給申請書に、同号ロ」を「再就職手当に相当する退職手当支給申請書に、同号」に改める。

(3) 第25条中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号から第16号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に札幌市立学校教育職員失業者の退職手当支給規則第5条に規定する受給資格者が実施した改正前の第9条の2第2号の事業（就業手当に相当する退職手当の支給を受けた事業に限る。）については、同号の規定は、同日後も、なおその効力を有する。